# 公　　告

## 諸　事　項

### 工　場　財　団

北海道帯広市西９条南８丁目５番地**帯広ガス株式会社**の北海道河東郡音更町雄飛が丘南区22番12帯広ガス株式会社雄飛が丘工場についての工場財団目録記載変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年７月 17 日　　釧路地方法務局帯広支局

岡山市中区桜橋二丁目１番１号**岡山ガス株式会社**の工場財団に岡山市中区桜橋一丁目1322番地岡山ガス株式会社岡山工場の機械・器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 24 年７月 17 日　　岡山地方法務局

### 有　権　者　申　出　方

元当局所属公証人山口仁士の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 24 年７月 17 日　　広島法務局

### 犯罪被害財産支給手続終了決定公告

平成 24 年７月 17 日　　大阪地方検察庁検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第21条第１項第４号の規定により犯罪被害財産支給手続を終了することとしたので公告する。

記

１　犯罪被害財産支給手続番号　大阪地方検察庁　平成24年第１号

２　犯罪被害財産支給手続終了決定の年月日　平成24年７月17日

３　終了決定をした理由　特別支給手続の支給申請期間内に申請がなかったため

４　この公告に関する問い合わせ先

〒553－8512　大阪市福島区福島１丁目１番60号

大阪地方検察庁　被害回復給付金担当　電話（代表）06－4796－2200　内線3120

○　上記支給手続を終了する決定に不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に、当該決定をした検察官が所属する検察庁の長（大阪地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記４のとおり）。

○　当該決定の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該決定の取消しの訴えを提起することができます。

⑴　審査の申立てがされた日の翌日から起算して３月を経過しても裁決がないとき。

⑵　支給手続を終了する決定、決定の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

⑶　その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

○　当該決定の取消しの訴えは、当該決定に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該決定をした検察官が所属する検察庁（大阪地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。

### 国営笛吹川沿岸土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営笛吹川沿岸土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 24 年７月 17 日

農林水産大臣　郡司　　彰

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営笛吹川沿岸土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

平成24年７月18日から平成24年８月14日まで

３　縦覧場所

山梨県甲府市、山梨市、笛吹市、甲州市、中央市及び西八代郡市川三郷町各事務所

### 国営伊那西部土地改良事業計画の公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第１項の規定に基づき、国営伊那西部土地改良事業（農業用用排水）につき土地改良事業計画を定めたので、同条第５項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第６項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に農林水産大臣に異議申立てをすることができる。

また、同条第７項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定に基づき、国を被告として、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成 24 年７月 17 日

農林水産大臣　郡司　　彰

１　縦覧に供すべき書類の名称

国営伊那西部土地改良事業計画書（農業用用排水）の写し

２　縦覧期間

平成24年７月18日から平成24年８月14日まで

３　縦覧場所

長野県伊那市、上伊那郡辰野町、同郡箕輪町及び南箕輪村各事務所

### 鉄道財団用紙閉鎖の公告

滋賀県彦根市大東町３番１号近江鉄道株式会社所有の米原～貴生川間、高宮～多賀大社前間、八日市～近江八幡間鉄道財団（鉄道抵当原簿第443号）について、平成24年７月５日その用紙を閉鎖したので、鉄道抵当法第36条第２項の規定により公告する。

平成 24 年７月 17 日　　国土交通省

### 北富士演習場に係る住宅防音区域及び移転補償区域の指定及び指定の解除に関する公告

自衛隊法（昭和29年法律第165号）第２条第１項に規定する自衛隊又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊（以下「自衛隊等」という。）が使用する北富士演習場の周辺地域において、自衛隊等の砲撃を主とする射撃、爆撃その他火薬類の使用の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害（以下「砲撃音等の障害」という。）が著しいと認める区域（以下「住宅防音区域」という。）及び住宅防音区域のうち砲撃音等の障害が特に著しいと認める区域（以下「移転補償区域」という。）として平成12年11月22日に指定し、補助金の交付又は補償等を行うこととした区域について、下記のとおり、住宅防音区域を追加して指定し、及びその指定の一部を解除し、並びに移転補償区域の指定を解除するので公告する。ただし、住宅防音区域の一部及び移転補償区域の指定の解除については、平成26年２月１日から適用する。

記

１　住宅防音区域として追加して指定する区域

次に示す区域のうち吉田防衛事務所に備え置いて縦覧に供する図面に住宅防音指定区域として示す部分

山梨県南都留郡山中湖村大字平野字向切詰